京都市告示第６８１号

児童福祉法（以下「法」という。）第２４条の２８の規定により、次のとおり法第２４条の２６に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和８年３月５日

京都市長　松井　孝治

１　申請者

株式会社共に生きる訪問介護事業所たまねぎ（代表取締役　土屋　泰彦）

２　申請者の主たる事務所の所在地

京都市右京区太秦東蜂岡町２レックスつばき第６ビル３－Ａ

３　事業所の名称

相談支援事業所たまねぎ西大路

４　事業所の所在地

京都市南区吉祥院前田町１２－２セレーノ塔南４０１号室

５　指定する事業の種類

障害児相談支援

６　指定年月日

令和８年３月１日

７　事業所番号

２６７０５００１６０

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）